

各種ワクチン接種の費用助成について

美祢市では、次にあげるワクチン接種について、接種費用の助成を1月17日から開始します。このワクチン接種は法律で定められた定期の予防接種ではなく、接種対象者の保護者の希望により接種するものです。

対象となるワクチン

- ・子宮頸がん予防ワクチン
- ・ヒブワクチン
- ・小児用肺炎球菌ワクチン

開始日 1月17日(日)

実施医療機関

市内医療機関および県内医療機関
※ワクチンの準備等がありますので医療機関へ直接予約してください。

接種対象者および接種回数

子宮頸がん予防ワクチン

- 対象者 中学1年生(13歳相当)～高校1年生(16歳相当)の女子
- 接種回数 3回接種

※例外：高校1年生であって、平成22年度に1回以上の接種を受けた人は、平成23年度において高校2年生になっても、対象となります。

ヒブワクチン

- 対象者 0～4歳の乳幼児

接種回数

- 生後2か月以上7か月未満に接種開始 4回接種
- 生後7か月以上12か月未満に接種開始 3回接種
- 1歳以上5歳未満に接種開始 1回接種

小児用肺炎球菌ワクチン

- 対象者 0～4歳の乳幼児
- 接種回数

- 生後2か月以上7か月未満に接種開始 4回接種
- 生後7か月以上12か月未満に接種開始 3回接種
- 生後12か月以上24か月未満に接種開始 2回接種
- 2歳以上5歳未満に接種開始 1回接種

接種者の自己負担額 無料

接種の際に必要なもの 母子健康手帳



問合せ先 健康増進課

☎0837(53)0304

カルストクリーンセンターからのお願い

美祢市の可燃系ごみは、焼却処理されるのではなく、カルストクリーンセンターで固形燃料化され、発電用ボイラーやセメント工場の燃料として再資源化されています。『固形燃料化できるごみ』は、最初に破砕機で細かく破砕しますが、今回、『固形燃料化できるごみ』の中に鉄製のスプリングが混入されていたため、破砕機の刃が破損しました。破砕機の刃が折れたり、機械が故障すると莫大な修理費がかかります。固形燃料化できるごみの袋には、金属類や不燃系ごみ(固形燃料化できないごみ)等は、ぜったいに入れないでください。安全かつスムーズに運転するために、市民の皆さんのご協力をお願いします。



今回混入されていたスプリング

問合せ先 生活環境課 ☎0837(53)1090 カルストクリーンセンター ☎0837(62)1306

市内の文化財紹介

万倉の大岩郷(伊佐町奥万倉・国指定天然記念物 昭和10年指定)

標高320～380mの山腹に分布しており、大岩郷の広さは、長さ約110m、幅30～40m、面積3967㎡となっています。

岩郷という名称の由来は、岩がゴロゴロとした様を称したものとされています。

本地は、丸みを帯びた石英閃緑岩の大岩塊(直径1～6m)が累々と堆積して出来た石海となっており、地質現象として珍しく、その成因については諸説があります。

また、石海では、岩塊が充分に陽光をうけて温度が上昇するので、暖地性植物が多くみられるとともに、岩塊の間は、湿気を保っているため、蘇(コケ植物)や地衣類(菌類)が繁殖しており、植物学的にも興味深い場所となっています。

問合せ先 文化財保護課 ☎0837(53)0189



確定申告が始まります

期間 **2月14日月～3月15日火**

～申告書は自分で書いて、早めの提出を 郵送でも提出できます～

問合せ先 厚狭税務署 (☎0836(72)0180)、税務課 (☎0837(52)5234)

所得税の確定申告をしなればならない人

- ① 事業所得・不動産所得・農業所得などがある人の場合
- ② 平成22年中の各種所得金額の合計額が、所得控除の合計額を超える人
- ③ 給与と所得者の場合
 - 平成22年中の給与の収入金額が2千万円を超える人
 - 平か所の給与等の支払者から給与を受け、給与所得および退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人
 - 二か所以上の給与等の支払者から給与を受け、従たる給与の収入と給与所得および退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人

申告をすれば所得税が戻る人

- 確定申告の必要がない人でも、次のような場合は確定申告をすると給与や公的年金から源泉徴収された所得税が戻ることがあります。
 - ① 年の途中で退職した後、再就職していない人
 - ② 一定の額以上の医療費を支払った人
 - ③ 住宅ローンを使ってマイホームなどを取得した人
 - ④ 災害や盗難などの被害を受けた人
- 市県民税の申告が必要な人**
- 平成23年1月1日現在、市内に住所がある人。ただし、次の人は除きます。
 - 所得税の確定申告をした人
 - 収入が給与や公的年金だけで、事業所などから給与支払報告書

または公的年金支払報告書が市に提出されている人
給与所得以外の所得が20万円以下の場合、確定申告をする必要はありませんが、市県民税の申告は必要です。

申告に必要なもの

- ① 送付された申告書(送付されていない場合は、税務署や市役所にあります)
- ② 印かん、電卓、筆記用具、申告する人の金融機関の口座番号がわかるもの
- ③ 給与所得や公的年金などの源泉徴収票、その他収入金額がわかるもの

※生命保険や地震保険の満期保険金や返戻金なども申告が必要です。保険会社からの通知なども持参してください。

控除を受けるために必要な書類

- 配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除 扶養しようとする人(父母、配偶者、子など)の収入がわかるもの(給与所得や公的年金などの源泉徴収票など)
- 雑損控除 被災証明、被害を受けた住宅家財の明細書、除去取り壊し費用および関係費用の領収書など、保険などで補てんされる金額の明細書
- 医療費控除 支払った医療費の領収書・明細書、医師の書いた

おむつ使用証明書やストマなどの医療用具を必要とする証明書など、保険などで補てんされる金額の明細書(領収書などは整理し、内訳書に記入の上持参してください。)

- 社会保険料控除 支払った健康保険料(税)の領収書や国民年金保険料などの支払いをした証明書など
- 生命保険・地震保険料控除 支払った生命保険料などの払込証明書
- 住宅借入金等特別控除 住宅(土地)などの登記簿謄本、住民票の写し、住宅(土地)などの請負(売買)契約書、住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書など

農業をされている人へ

農業の申告には、農協からの営農口座年間集計表・年間購買品供給明細書、農作物の売上金額がわかるもの、中山間などの交付金の明細書、農機具などを買った領収書・レシートなどを必ず持参してください。わかりやすいようにつくだけ整理しておいてください。書類がない場合は、申告相談ができませんのでご注意ください。

雑損控除を受ける

申告について

市で行っている所得税の確定申告相談は、主に給与・年金所得者の確定申告等、簡易な所得税の申告相談について行っています。雑損控除を受ける申告については、税務署で申告くださるようお願いいたします。